

第3章 基本目標・推進項目

基本目標 1 地域福祉の推進及び福祉文化の形成

推進項目 1 地域福祉を担う市町村社協活動強化への支援

1. 現状と課題

- 少子・高齢化の進行や社会経済情勢の変化を背景に、住民同士のつながりや相互扶助機能の低下が指摘される中、本会では、市町村社協の活動強化に向けた支援を通じて地域福祉の充実に取り組んできました。
- 本県の小地域福祉活動の現状は、全ての市町村社協で高齢者等の居場所づくりが実施される一方、見守り・生活支援ネットワーク活動は約7割、小地域福祉推進組織の組織化に取り組む社協に至っては約3割に留まっています。
- 本会では、小地域福祉活動の推進を目指したモデル事業の実施や推進方策の検討を行ってきましたが、引き続き市町村社協への支援や連携を通じて小地域福祉活動の普及・促進を図る必要があります。
- また、本会が取り組んできたコミュニティソーシャルワークの推進については、17市町村社協においてコミュニティソーシャルワークを担う職員配置が進められています。「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」においても「コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置の推進」が位置付けられていることから、さらなる配置促進と職員の資質向上、活動の普及・促進が求められています。
- さらに、市町村社協における地域福祉活動計画の策定状況は半数に満たず、特に小規模の町村離島社協の策定率が低い状況にあることから、当該社協の実情に応じた策定支援などに取り組む必要があります。
- 一方、社会福祉制度改革等に伴い、公費削減等による市町村社協を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増していることから、引き続き経営基盤の強化に向けた支援に取り組むと同時に、「社協職員行動原則」に基づき、市町村社協職員の資質向上に努め、その専門性を高める必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 小地域福祉活動の推進支援

① 小地域福祉活動に関する調査研究の推進

小地域福祉活動の実態把握や推進方策の検討など、調査研究活動の取り組みを強化します。

② 小地域福祉活動の普及促進

これまでの小地域福祉活動に関する調査研究の成果を踏まえ、市町村社協が行う小地域福祉活動のさらなる普及促進、助言支援を強化します。

(2) コミュニティソーシャルワークの推進

① コミュニティソーシャルワークの調査研究の推進

本会に設置したコミュニティソーシャルワーク研究会において、コミュニティソーシャルワークの実態と課題を踏まえた推進方策の研究を進めます。

② コミュニティソーシャルワーク実践の普及促進

コミュニティソーシャルワーカーの養成及び資質向上に向けた研修会を開催するほか、各市町村社協等への助言・支援を通じてコミュニティソーシャルワーク実践の普及促進を図ります。

(3) 地域福祉活動計画策定の推進

① 地域福祉活動計画の策定・評価・見直しに向けた支援

策定率の低い小規模町村社協への必要な助言・支援を通じて、策定促進を図ります。

また、策定済社協に対しては、計画の評価や見直しに向けた支援を強化していきます。

(4) 市町村社協の組織強化への支援

① 市町村社協経営相談事業や巡回訪問等による支援

市町村社協に対する経営相談事業や巡回訪問、各地区社連の主催会議など

への講師派遣を通じて、市町村社協の組織強化に向けた必要な助言・支援を行います。

② 市町村社協職員の資質向上への支援

市町村社協職員を対象としたテーマ別や階層別（初任・中堅・管理者等）の各種研修会の開催を通じて、さらなる専門性の向上を図ります。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目1-(1) 小地域福祉推進組織の組織化に取り組む市町村社協数・実施率	カ所/ 41社協 (%)	12 (29.2%)	16 (36.5%)	21 (51.2%)
推進項目1-(1) 見守り・生活支援ネットワーク活動に取り組む市町村社協数・実施率	カ所/ 41社協 (%)	28 (68.2%)	31 (75.6%)	35 (85.3%)
推進項目1-(2) 地区担当コミュニティソーシャルワーカーを配置している社協数・配置率	カ所/ 41社協 (%)	17 (41.4%)	22 (53.6%)	25 (60.9%)
推進項目1-(3) 地域福祉活動計画を策定済の市町村社協数・策定率	カ所/ 41社協 (%)	18 (43.9%)	21 (51.2%)	24 (58.5%)

推進項目2 社会的孤立ゼロに向けた運動の展開

1. 現状と課題

- 近年、社会とのつながりが希薄となる「社会的孤立」が大きな社会問題となっています。本会が民生委員児童委員を対象として実施した調査結果においても、地域における孤立や生活支援の必要性が課題として挙げられており、その対策が急務となっています。
- 特に、高齢者や障害者、子育て世帯、生活困窮者等は、社会的孤立に陥りやすいリスクを抱えており、支援機関のみならず地域住民による支え合い活動も含めて支援を必要とする人に応じた支援体制を構築する必要があります。
- また、本会では平成27年度から「社会的孤立ゼロに向けた運動」を推進し、市町村社協を指定して実施する「社会的孤立対策モデル事業」をはじめ、地域における見守り・支え合い活動の推進を通じた社会的孤立の解消に取り組んでいます。
- 今後は、県内の実態把握に取り組むとともに、市町村社協や福祉施設、民生委員児童委員等の各関係機関との連携強化と積極的な情報発信を通じて運動を県民全体へ広げていくことが求められます。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 社会的孤立ゼロに向けた運動の推進

① 社会的孤立ゼロに向けた運動の展開

市町村社協や福祉施設、民生委員児童委員、NPO等の各関係機関との連携のもと地域の実情に応じた「社会的孤立ゼロに向けた運動」を展開するとともに、先駆的な実践事例やモデル事業の成果などの情報発信を行い、県民への理解と参加促進に努めます。

② 地域の社会資源連携による包括支援体制づくりの推進

既存の公的制度や支援に加え、地域住民の支え合いによるインフォーマル

な支援をもとに、地域の多種多様な社会資源を結びつけた地域包括支援体制づくりの推進を図ります。

(2) 社会的孤立対策モデル事業の推進支援

① 社会的孤立対策モデル事業指定社協への支援

誰もが安心して暮らしていけるような地域でのつながり、支え合い体制の仕組みづくりを目指し、平成27年度から実施している「社会的孤立対策モデル事業」指定社協への支援を通して、地域住民や関係機関・団体との連携による総合的な支援体制づくりを進めます。

推進項目3 ボランティア・市民活動の充実強化

1. 現状と課題

- 近年の災害時におけるボランティア活動の高まりや、様々な分野・領域の社会的課題に取り組む市民活動の広がりにより、誰もがボランティア・市民活動に参加できる機会が増えつつあります。
- また、社会経験の豊富な高齢者が社会全体の担い手として、地域で活躍できる環境整備が求められており、ボランティア・市民活動が高齢者の社会参加の選択肢として注目されています。
- 一方で、介護保険制度の見直しにより、ボランティア・市民活動が制度の中で位置づけられることとなりましたが、ボランティア活動の「自主性・自発性・主体性」が発揮できるよう活動を展開していくことが求められます。
- 市町村社協ボランティアセンターは、ボランティアコーディネートに留まることなく、全ての住民の身近な相談窓口として、多様な関係機関との協働により、地域の生活課題を解決していく役割が求められていることから、沖縄県ボランティア・市民活動支援センターによる助言・支援の充実・強化していく必要があります。
- また、ボランティア・NPO団体への支援と活動しやすい環境整備を図るとともに、県民に対するボランティア・市民活動の普及啓発を行い、参加促進に努めることも期待されています。
- さらに、地域の福祉課題を共有し、その解決に向けて協働して取り組みことを目指した「住民主体による地域福祉」を実現するために、地域・学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図る必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 市町村社協ボランティアセンターへの支援

① 市町村社協ボランティア担当職員の資質向上

地域の多様な生活課題の解決に向けて、ボランティアコーディネートやプ

プログラム開発、ボランティア人材の養成等を担う担当職員の資質向上を図ります。

② 市町村社協ボランティアセンターの実態把握と運営支援

市町村社協ボランティアセンターの実態把握を踏まえ、巡回訪問や地区社連会議等への職員派遣を通じて、ボランティアセンターの機能強化に向けた運営支援を行います。

(2) ボランティア・NPO活動の推進支援

① ボランティア・NPO活動への支援と連携・協働の推進

ボランティア・NPO団体に対する相談支援、会議スペース貸し出し等の拠点機能を活かした支援を行うとともに、県内の他の支援組織との協議を通じて、ボランティア・NPO活動のさらなる活性化に取り組みます。

② ボランティア・NPO活動の普及啓発及び参加促進

ホームページやメールマガジン等の活用による活動情報や講習会の参加呼びかけ等の情報発信に努め、ボランティア・NPO活動のさらなる普及啓発と参加促進を図ります。

③ ボランティアコーディネーターの支援及び育成

ボランティアコーディネーターの資質向上に向けた研修会を開催するほか、市町村社協の主催会議への職員派遣や個別相談を通して、ボランティアコーディネーターの支援及び育成に取り組みます。

④ 県ボランティア・市民活動支援センターの機能強化

県域の拠点として、NPOや行政、企業など多様な機関・団体とのネットワーク形成と協働事業の推進、情報収集・発信に取り組むことにより、中間支援組織として機能強化を図ります。

(3) 福祉教育・ボランティア学習の推進

① 地域・学校における福祉教育・ボランティア学習の推進と支援

市町村社協や教育機関、自治会、ボランティア・NPO団体など多様な機関・団体と連携しながら、地域・学校における福祉教育・ボランティア学習の充実強化を図ります。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目3-(1)	箇所	19 (46.3%)	21 (51.2%)	24 (58.5%)
社協ボランティアセンター設置カ所数（設置率）				
推進項目3-(2)	件	748	800	850
メールマガジン配信カ所数				
メールマガジンへの情報掲載数	件	507	580	650

推進項目 4 民生委員児童委員活動の強化・支援

1. 現状と課題

- 住民の抱える生活課題や福祉課題は複雑・多様化しており、地域の最前線にあつて地域福祉活動を担う民生委員児童委員の活動への支援が求められています。
- 本県では、民生委員児童委員の充足率が県全体で 87.3% (平成 27 年 4 月現在) と全国で最も低く、地域によっては民生委員児童委員のなり手不足が続いており、今後、新たな担い手の確保が急務となっています。
- 民生委員児童委員が地域福祉活動をより円滑で効率的に行えるよう、研修等を通じて民生委員児童委員の資質向上を図ることや、今後も沖縄県民生委員児童委員協議会 (以下、「県民児協」という。) の組織運営の継続的な支援が求められています。
- おりしも、平成 29 年は民生委員制度創設から 100 周年にあたることから、これを機に、地域における民生委員活動の更なる発展と活動の充実が図れるよう支援するとともに民生委員・児童委員制度の意義やこれまでの活動実績等を広く県民に理解を求める必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 民生委員児童委員活動の強化・支援

① 県民児協の運営基盤強化と広報・啓発活動の支援

民生委員児童委員が各地域で福祉活動が円滑に展開できるよう、県民児協運営の支援を継続して行います。

また、民生委員児童委員の充足率の向上に向けて、沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会 (以下、「予対協」という。) 等を通じて県や市町村行政への働きかけや、各地域での民生委員児童委員の活動状況等を広く県民へ理解できるよう広報等を通じた周知を実施します。

② 資質向上のための各種研修会等の開催

民生委員児童委員が各地域において福祉活動が円滑に行えるよう、地域の課題や市町村民児協の活動に沿った研修の開催等の支援と併せて、県民児協との連携を図り、各階層等に応じた研修会の開催を通して民生委員児童委員の資質向上に取り組めます。

推進項目5 災害時における危機管理体制の強化

1. 現状と課題

- 近年、台風や水害、地震、竜巻など、絶え間なく自然災害が発生しており、災害時には、地域の中で様々な課題が出現することから、社協は地域のネットワークを総動員して被災者への支援活動を行う必要があります。
- 阪神大震災や新潟中越地震、東日本大震災等での被災者支援活動を経て、災害時における社協の活動は社会的にも認められるとともに、重要な役割を担うこととなりました。
- また、災害時に被災者への支援を行う拠点となる「災害ボランティアセンター」の活動は、全国で頻発する災害時の報道等により広く周知されています。
- 本会では、平成 25 年度に「県内社会福祉協議会災害時相互応援協定」を締結以降、県・市町村社協に災害応援担当職員を配置し、その養成に努めるなど、災害時における支援活動体制の整備を進めてきました。
- また、市町村社協における「災害対応マニュアル」の策定支援や災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施等を通して災害対応力の強化に取り組んできましたが、今後とも当該マニュアルのさらなる策定促進や災害時の迅速な支援活動が図られるよう継続した支援が求められています。
- 一方、本会における危機管理体制の強化に向けては、「災害救援マニュアル」の見直しをはじめ、災害時においても必要な事業が機動的かつ柔軟に実施できる体制づくりの検討や、支援活動に必要な資機材の整備を行う必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 災害時における支援体制の整備と強化

① 市町村社協における災害に備えた危機管理体制の強化

災害時に市町村社協が迅速な支援活動ができるよう「災害対応マニュアル」の策定支援に取り組むとともに、「災害ボランティアセンター設置・運営訓練」等を通して、災害ボランティアセンター応援担当職員の養成を図り

ます。

② 災害時に備えた関係機関・団体との連携・協働の推進

災害時における要援護者や社会福祉施設利用者への支援活動について、市町村社協及び社会福祉施設が迅速な要援護者避難、被災者支援にあたることのできるよう社会福祉施設間や行政、NPO、企業等の関係機関との連携・協働の促進など、災害支援体制の強化を図ります。

③ 本会における災害に備えた危機管理体制の強化

大規模災害時等の緊急事態に備え、本会の「災害救援マニュアル」の見直しを始め、事業継続計画（BCP）〈※1〉の策定に取り組みます。

併せて、平常時からの意識向上を目指した職員研修の実施や支援活動に必要な資機材の整備を図ります。

〈※1〉事業継続計画（BCP）：災害等リスクが発生した時に重要業務が中断しないように、また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

(2) 災害時における支援活動の実施

① 被災者及び被災地に対する支援

県内での発災時には、速やかに必要な情報収集を行い、被災者及び被災地の市町村社協に対し、迅速かつ的確な支援活動を行います。

また、被災後は、福祉サービス利用者へのサービス提供が迅速に継続できるように、県内の社会福祉施設・団体と連携し、被災施設の支援を行います。

県外における発災時には、全社協からの要請や九州ブロック社協災害時相互応援協定に基づき被災地等への支援を行います。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 5-1(1) 市町村社協における災害対応マニュアル策 定カ所数（策定率）	カ所/ 41社協 （%）	7 （17%）	15 （36.6%）	20 （48.8%）

基本目標 2 地域自立生活を支える福祉基盤づくり

推進項目 1 生活困窮者等の自立に向けた支援

1. 現状と課題

- 県内の完全失業率は改善傾向にあるものの、依然と失業率が高く離職・転職の繰り返しや雇用期間の短い非正規雇用が多い等といった現状があり、貧困の連鎖を防ぐ意味からも失業者や低所得世帯への支援はますます重要な課題となっております。
- 市町村社協では、これまでも住民からの各種相談に応じる総合相談・生活支援に取り組んできましたが、今後は新たな生活支援サービスの創出や様々な機関・団体とのネットワークの構築（プラットフォーム）による連携・協働した効果的な活動を推進する必要があります。
- ホームレスや引きこもり、多重債務者や家計管理等に課題がある等の生活困窮者への支援が急務となる中、市町村社協は総合相談・生活支援機能を高め、あらゆる生活課題を受け止め、「切れ目のない支援」の仕組みづくりに取り組むことが求められています。
- 平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法への期待が大きく、これまで県内の社協が取り組んできた生活福祉資金貸付事業をはじめとする、既存の事業や各種地域福祉活動と連動した事業の円滑な推進を図ることが期待されております。
- 生活福祉資金貸付事業については、資金の貸付により低所得者世帯等の生活を経済的に支えるとともに、民生委員児童委員による継続的な相談援助を実施することで、世帯の自立支援に向けたセーフティネットの一つとしての役割を果たしてきました。
- 近年は、相談・支援内容の複雑化、深刻化により、専門職の深い関わりが重要となるケースも出ており、経済面にとどまらない生活面の支援へのつなぎ、資金

ニーズのある人の生活課題全般の相談・支援をいかに充実させていくことが出来るのかが大きな課題となっています。

- 引き続き、市町村社協における貸付から償還までの継続的な支援体制の充実と、併せて適切な債権管理体制及び悪質滞納世帯への対応を強化する必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 総合相談・生活支援活動の充実強化

① 市町村社協における総合相談・生活支援機能の充実・強化

調査研究や研修会等の開催を通じて、社協における総合相談・生活支援活動のより一層の強化を図ります。

② 生活困窮者自立支援制度の円滑な推進に向けた関係機関・団体との連携強化

社協機能を活かした生活困窮者の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく事業実施団体、福祉事務所や公共職業安定所などの関係機関との連携強化に取り組みます。

(2) 生活福祉資金貸付事業等の効果的な実施

① 貸付制度の周知と利用の促進

市町村社協において、地域に出向き必要とされる支援に取り組むというアウトリーチ等による相談援助を通じ、民生委員児童委員との協働による貸付ニーズの掘り起こしと適切な利用促進に努めます。

また、パンフレットやホームページ等を活用して広く県民へ本事業の周知を図ります。

② 債権管理及び滞納世帯の自立支援の強化

市町村社協、民生委員児童委員との連携のもと、生活福祉資金滞納世帯の状況を把握し、生活困窮者自立支援事業の活用等を個々の状況に応じた継続的な支援による償還指導の実施で、長期滞留債権の発生件数を低減させます。

一方、行方不明者の調査活動の強化や、悪質な長期滞納世帯に対しては、顧問弁護士の活用等を行い適切な債権管理の強化に努めます。

③ 関係機関・団体との連携強化

失業者や低所得者等の生活再建に向けて、生活困窮者自立支援法に基づく事業実施団体、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関との連携による支援体制の強化を図ります。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 1ー(2)				
貸付制度の周知と利用の促進 (生活福祉資金貸付件数)	件	848	1,037	1,133
推進項目 1ー(2)				
債権管理及び滞納世帯の自立 支援の強化 (長期滞留債権の発生件数)	件	377	320	272

推進項目2 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進

1. 現状と課題

- 認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な状態にあっても地域生活を継続できるよう支援を行う本事業は、利用ニーズが高く平成27年10月末現在573名の利用者がおり、今後も利用者数の増加が予想されます。
- また、判断能力の低下が進み、本事業による支援継続が困難な場合は、成年後見制度へ移行が必要であり、本事業と成年後見制度による切れ目のない権利擁護体制の構築が社協に期待されています。
- 利用者の判断能力が低下しても本事業や成年後見制度を利用し、安心して地域生活を送れるよう、市町村社協における法人後見制度導入の推進や行政との連携・強化による権利擁護事業の充実を図ることが求められています。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進

① 増加する利用希望者に対応するための事業実施体制の構築

年々増加する利用希望者との迅速な契約締結、並びに待機者の解消を図るべく、市町村社協への助言・支援を強化する体制を作ります。

② 生活支援員確保、養成の取り組み強化

利用者へのサービスを提供する生活支援員の確保、養成に向けて基幹的社協及び市町村社協と連携し取り組みを強化します。

③ 事業従事者の資質向上のための取り組み強化

専門員・推進員・生活支援員の資質向上に向けた研修会や連絡会等を継続して開催します。

(2) 成年後見制度の利用支援

① 関係機関と連携・協働した成年後見制度の利用促進

本事業の利用者で、さらに判断能力の低下で利用継続が困難な場合は、

円滑に成年後見制度に移行できるよう、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業を積極的に活用し、併せて法人成年後見の受任などの取組みについて市町村社協へ助言等各種支援を行います。

また、本事業の利用促進を図るべく、効果的な広報活動を展開し、県民への啓発に努めます。

② 市町村社協における日常生活自立支援活動の強化

本事業及び成年後見制度に繋がるまでの間利用できる、市町村社協実施による日常的金銭管理事業や緊急一時預かり支援事業等の普及を積極的に推進します。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 2-(1)	人	578	718	845
実利用者数				
推進項目 2-(1)	人	170	210	240
生活支援員				
推進項目 2-(2)	件	68	100	124
成年後見制度への移行件数（累計）				

推進項目3 運営適正化委員会の機能強化

1. 現状と課題

- 福祉サービス利用者等からの苦情相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑多岐にわたっていることから、事業所段階における苦情解決体制の整備を進めてきました。今後は、円滑な苦情解決を図るために、苦情解決の仕組みを活用した取り組みを強化していくことが求められています。
- また、判断能力に不安のある認知症高齢者等を対象として、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行う「福祉サービス利用援助事業」が適切に提供されるよう引き続き事業実施社協への運営監視に努める必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 苦情解決事業の整備促進と機能強化

- ① 苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員による苦情解決体制の整備及びその効果的な運用促進

福祉サービス事業者段階において適切な苦情解決が図られるよう、適宜調査による実態把握を行い、研修会や巡回指導、その他必要な事業の推進を通じて、苦情受付担当者や解決責任者、第三者委員の設置などの苦情解決体制の整備に取り組んでいきます。

また、円滑な苦情解決に向けて、苦情解決体制が効果的に活用されるよう福祉サービス事業者に対する必要な助言・支援を行います。

- ② 運営適正化委員会における苦情解決機能の充実

相談員の専門性の向上を図るとともに、苦情解決部会を通じた助言・支援、関係機関との連携による迅速且つ適切な苦情解決に取り組んでいきます。

(2) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営監視

- ① 福祉サービス利用援助事業の実施社協に対する運営監視

利用者の権利擁護を目的とした福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための運営監視業務を推進します。

推進項目4 福祉サービスを必要とする矯正施設退所者への支援

1. 現状と課題

- 本来、支援が必要な高齢者、障害者などが適切な支援に恵まれなかったために罪を犯し刑務所等の矯正施設に多くいること、退所後も生活困窮等から犯罪を繰り返している実態を受けて、平成24年に全都道府県に地域生活定着支援センターが設置されました。
- 沖縄県においては本会が受託し、退所後の福祉サービス等の調整を行うなど、地域の中で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行ってきました。
- しかし、対象となる高齢者、障害者は、そのほとんどが生活困窮者であり、そのために犯罪を繰り返す「累犯者」への再犯防止のための福祉的支援の充実が今後の課題となっています。
- 福祉サービスの利用が必要な矯正施設退所者については、地域生活定着支援事業により地域生活の基盤づくりを支援するとともに、関係機関とのネットワークを構築し支援体制の充実強化を図る必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 地域生活定着支援事業の実施

① 生活基盤の確保・拡大

刑務所等の矯正施設を退所した高齢者や障害者の地域での自立した生活基盤の整備や住居確保、福祉サービスの手続き等を行ない、社会復帰について支援します。

② 個別支援ネットワークの構築

矯正施設や保護観察所、更生保護施設等の司法機関との連携を図るとともに県外の地域生活定着支援センターとの情報共有等を含む連携の強化を進めます。また、社協のネットワークを生かし、福祉事務所、高齢者施設及び障害者施設等の福祉サービス事業所と連携・協働して支援の充実に努めます。

基本目標 3 福祉サービスの質の向上

推進項目 1 施設提供サービスの質の向上

1. 現状と課題

- 介護保険制度や障害者福祉、保育分野を中心に法律や制度改革が進行する中、サービス利用者のニーズに適切に対応する良質で安定的なサービスを提供するために、従事者の資質向上に向けた研修会の充実が求められます。
- また、社会福祉法人及び社会福祉施設においては、ニーズを的確に捉え、福祉課題の共有化を図りながら、その解決に向けた取組み及び関係機関とのさらなる連携強化が必要になってきます。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 専門的な各種研修会等の推進

① 課題・問題別の専門的な研修の実施

本会では、各種別協議会の主体的な運営を支援し、併せて課題・問題別の専門的な研修を推進することで、従事者のスキル及び専門性を高め、福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 福祉課題解決に向けた取組みの推進

① 事業活動展開における課題・問題の解決に向けた取組み

社会福祉施設において良質なサービスが提供できるよう、施設種別ごとに調査研究や検討会議を行い、課題解決に向けた研修会や県及び市町村行政への予算や施策に関する要請等を行います。

② 福祉課題の共有化と共通課題の解決に向けた取組み

全種別合同調査の実施や種別協議会会長会議の開催により、種別横断的な共通課題を把握し、情報の共有化と連携強化を図りながら、協働してそ

の解決に向けた取組みを促進します。

③ 関係機関・団体との連携強化

全国、九州ブロックの会議や研修会への参加、各種委員会へ委員を派遣し情報収集、情報を共有しながら、関係団体と連携強化を図ります。

推進項目2 社会福祉法人への支援

1. 現状と課題

- これまで社会福祉法人・施設は、社会福祉事業の主たる担い手として、高い公益性・非営利性を持ちながら、福祉サービスの提供により利用者やその家族を支えてきました。また、民間法人として経営の自主性・自律性を発揮しながら、地域住民のニーズに柔軟に応えるため公益的な活動も行い、信頼と期待に応えてきました。
- 一方、社会福祉法人・施設を取り巻く環境は、社会福祉制度改革等に伴い大きく変化しており、社会福祉法人・施設は経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が求められています。
- 今後、複数の社会福祉法人等との連携協働による地域ニーズに対応した公益的活動についても検討して行く必要があります、本会はその活動を支援するとともに県民に理解を得られるようその実践を積極的に情報発信していく必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 社会福祉法人・施設への支援

① 経営強化に向けた事業の実施

本会では、社会福祉法人の基盤強化と安定経営のために情報の共有化や連携強化を図り、人事・労務管理等社会福祉法人を取り巻く情勢に対応した研修会を開催します。

② 事業運営の透明性の向上に向けた支援

本会では、社会福祉法人のガバナンスの強化やホームページによる財務諸表の公表等を推進して事業運営の透明性を確保することにより、社会福祉法人が県民の理解と信頼を得られるよう支援します。

(2) 地域における公益的な活動の推進

① 地域ニーズに対応した柔軟かつ効果的な公益的活動の推進

社会福祉法人・施設の持つ専門性を活用して地域住民の多様なニーズに柔軟に対応した公益的活動を促進します。併せて、本会が中心となって複数の法人や市町村社協等関係団体と連携しながら県域、5圏域等での広域的な公益的活動に取り組めます。

推進項目3 福祉人材の養成・確保・定着等の推進

1. 現状と課題

- 少子高齢化の進展による労働人口の減少に加え、福祉・介護サービスの需要の高まりに伴う慢性的な福祉人材不足が大きな課題となっています。本県においても、団塊の世代が75歳以上になる平成37年度に必要な介護職員が4,000人余不足するとの需給推計が出されています。
- 福祉人材の確保に向けては、平成29年度からの離職した介護福祉士の届出制度への活用を図るなど介護人材の需給ギャップへの対応が求められています。
- また、共働き夫婦等の増加に伴い、保育園（所）へ入所を希望しても入れない児童（以下、待機児童）が多く課題となっています。待機児童の解消のために保育園（所）の増設や保育士の確保が必要となっています。
- さらに、複雑多様化している福祉ニーズへ対応する福祉従事者に対して、体系的な研修の機会を確保すると共に、福祉分野の資格取得希望者への支援を通してその専門性を高める必要があります。
- 併せて福祉従事者のキャリア形成を支援し、職場個々での定着支援はもとより本県における福祉業界全体の定着支援に向けた取り組みが期待されています。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 福祉の仕事に関する普及・啓発

① 学生及び求職者に対する啓発活動の推進

福祉人材のすそ野を拓げるために学生を対象とした福祉の仕事に関する講座を実施するとともに、福祉系養成校や求職者に対しての就職ガイダンスを実施します。併せて、「介護等体験事業」を通じた教員を目指す学生に対する啓発活動を行い、福祉の仕事に関する普及・啓発活動の充実を図ります。

② 施設・事業所と求職者等の出会いの場の拡充

求職者の就労に対する不安解消やキャリアアップの具体的なイメージを持てるよう福祉施設見学ツアーを実施するとともに、福祉の職場説明・面接会の開催により、求人事業所と求職者との対話の機会を設け、福祉の仕事に対する理解を深め、人材の確保につなげます。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 3-(1) 福祉の仕事入門教室の実施	回	15	35	県内小中高 校の1割 50
推進項目 3-(1) 福祉の仕事就職ガイダンスの実施	回	29	35	40
推進項目 3-(1) 福祉の職場説明・面接会における来場者数	人	181	280	380
推進項目 3-(1) 福祉の職場見学ツアーの参加者数	人 (累計)	—	70 (250)	80 (490)

(2) 福祉に関する資格取得のための支援

① 修学資金貸付事業を通じた福祉人材養成・確保の推進

県補助金を受けて介護福祉士等修学資金貸付事業及び保育士修学資金貸付事業を実施し、資格取得の支援を図り、人材確保につなげます。

② 介護支援専門員の養成

沖縄県の指定試験事業者として、今後とも介護支援専門員実務研修受講試験を公正かつ適正に実施します。

③ 対策セミナー等の実施による資格取得支援

福祉分野の国家資格等を目指す受験者に対し、対策セミナー等を実施し資格取得の支援を図ります。特に、研修機会が少ない離島地区におけるセミナー等の実施・充実を図ります。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 3-(2)	人 (累計)	205	81(H29※) (468)	
介護福祉士等修学資金貸付事業における貸付数				
推進項目 3-(2)	人 (累計)	150	100 (620)	100 (920)
保育士修学資金貸付事業における貸付数				
推進項目 3-(2)	人 (累計)	131	145 (680)	160 (1,145)
介護支援専門員実務研修受講試験対策セミナー における受講者数				

※介護福祉士等修学資金貸付事業は、H29年度を持って新規貸付の県補助が終了する
予定（平成27年11月現在）

(3) 無料職業紹介事業等を通じた福祉人材確保

① 福祉人材無料職業紹介事業による福祉人材確保の推進

無料職業紹介事業や職場体験事業を通じて、求人・求職者への相談対応を行い、就職斡旋の強化を図ります。

② 福祉人材確保に関する調査

福祉従事者の採用状況等に関する調査を行い、福祉人材確保に関する現状及び課題等の把握を行い、福祉人材確保の推進につなげます。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 3-(3)	%	0.93%	1.0%	1.25%
年間求人数に対する採用率（注1）				

※（注1）H26年度採用率／採用人数（108人）÷求人数（11,670人）×100=0.93

(4) 福祉従事者の体系的な養成研修の実施

① 福祉従事者等に対する研修の充実及び体系化の構築

福祉従事者等が、多様化するニーズに対応し、利用者等に対する支援が円滑に行えるように、それぞれの専門知識・技術の習得に向けた研修

の実施を行います。

また、本会で実施する研修を体系化し、福祉従事者等のキャリアパスを推進します。

(5) 福祉従事者の育成・定着に向けた支援

① 施設・事業所における人材育成体制の充実

県が策定した『沖縄県の福祉・介護分野における人材育成ガイドライン』の活用普及を通じ、施設・事業所における、福祉従事者のスキル・キャリアアップに向けた職場内研修体制の構築やチューター制度〈※2〉の実施を推進し、優れた福祉人材の育成・定着を図ります。

〈※2〉チューター制度：仕事上の指導に加え、初任職員が抱える職場での様々な不安・悩み等を聞く『相談役』を担う先輩職員（チューター）が、初任職員の個性や成長に合わせた育成を実施し、福祉従事者の専門家を育てるための職場内個別教育制度。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 3-(5)	カ所	—	110	230
『沖縄県の福祉・介護分野における人材育成ガイドライン』活用施設・事業所数				

② 福祉人材の定着促進に向けた福祉事業者への支援

福祉事業者が、適切な人材を安定的に確保できるよう、人材確保セミナーを開催します。

また、福祉事業者の福利厚生センターへの加入促進による職員の福利厚生充実を図り、福祉人材の定着を促進します。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 3-(5) 福利厚生センター加入法人数・加入職員数	カ所 人	110カ所 3,470人	120カ所 4,100人	130カ所 4,740人

推進項目 4 介護技術等の普及による介護意識の醸成

1. 現状と課題

- 本県の要介護認定者は、平成 27 年 7 月現在で 40,000 人を超え、今後もさらに増えることが予想されています。
- 介護が必要な高齢者の地域生活を支えるため、介護に携わる人の介護知識や介護技術を高めるとともに、多様な福祉用具の普及、介護に対する県民の理解を広めていくことがより必要となっています。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 県民や介護従事者への介護知識・技術の普及啓発

① 一般県民及び家族介護者への介護知識・技術講座等の実施

各種講座や講演会の実施、福祉用具の説明を通じて、一般県民及び家族介護者へ介護知識・技術の普及を図り、介護に対する理解を広めます。

② 介護従事者への介護知識・技術講座等の実施

介護業務上における身体上の負担軽減および介護の質の向上につながるため、介護従事者に対し、福祉用具を活用した介護技術講習等を行います。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 4-(1) 県民向け介護講座等の参加者数	参加者 (人)	1,699 人	1,850 人	2,000 人
推進項目 4-(1) 従事者向け講座等の参加者数	参加者 (人)	238 人	260 人	300 人

(2) 多様な福祉用具の普及

① 展示場等を活用した福祉用具普及と相談・助言

常設展示場等を活用した多様な福祉用具の説明案内や相談への対応を行い、広く県民へ福祉用具の使用方法や介護知識の普及を推進します。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 4-(2)				
展示場等見学者数	人	2,202 人	2,480 人	2,700 人

基本目標 4 明るい長寿社会づくり

推進項目 1 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

1. 現状と課題

- 平成27年現在の本県の高齢化率は、全国と比較して低い状況にありますが、今後確実に上昇していくことが見込まれています。
- 高齢者が心身共に健やかで主体的に社会とのつながりを持ちながら、いかに充実した生活を持続させていくかが各々のライフステージにおける大きな課題となっています。
- 高齢者が生きがいを持って健康保持、社会参加に取り組めるよう、スポーツやレクリエーション、文化活動等の機会の提供やニュースポーツの啓発普及を行ってきました。また、かりゆし長寿大学校などをとおして地域活動の担い手を養成し、平成24年度より卒業生の地域における活動の支援を目的に地域活動推進事業を実施してきました。
- 様々な知識や経験を持つ高齢者が、意欲的に地域活動の担い手として活動できるように、市町村社協、関係機関・団体等と連携の強化を図るとともに、さらに活動の支援や学習の機会の充実を図る必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

- (1) アクティブシニア（意欲的に活動する高齢者）の社会参加の促進と生きがいづくり

① 高齢者のスポーツ・文化活動の推進

明るい長寿社会の実現に向けて、高齢者の社会参加が意欲的で、より一層充実したものとなるよう、高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、親しみやすいスポーツ、レクリエーションや文化活動の普及に努めます。

② アクティブシニアの養成

さらに、高齢者がアクティブシニアとして地域活動の担い手になってもらうために、学習の機会の提供と充実を図ります。

③ 高齢者の社会参加の促進のための市町村社協や関係機関・団体との連携強化

高齢者がスムーズに地域活動を取り組めるよう、市町村社協をはじめ関係機関・団体との連携を強化します。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目 1-(1)	人	2,748	2,900	3,100
沖縄ねんりんピック 競技 参加者数（関連行事含）				
推進項目 1-(1)	件	820	900	1,000
ニュースポーツ用具貸出件数				
推進項目 1-(1)	点	278	330	380
美術展作品出展数				
推進項目 1-(1)	人	2,876	3,000	3,300
美術展開催による一般参加者数				

推進項目2 高齢者の就労支援

1. 現状と課題

- 高齢者の就労については、高年齢者雇用安定法に基づき、年金受給開始までの期間、継続して就労できるよう整備が進められていますが、定年前の離職や年金収入のみでの生計維持が厳しい単身世帯などが増えています。
- 高齢者無料職業紹介事業を実施しているなかでも、生計維持や生活費補助のために就労を希望する求職登録者の割合が増えています。
- 就労斡旋において、警備や清掃業務などの分野の求人件数は増えていますが、求職者の希望条件等とのミスマッチが生じており、求職者のニーズを踏まえた求人開拓や高齢者の就労支援を行っている他の専門機関・団体等との連携が必要となっています。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 高齢者無料職業紹介事業の実施

① 高齢者無料職業紹介事業を通じた就労支援

老後の生活を支える上で高齢者の就労支援は重要であり、高齢者を対象とした無料職業紹介事業を実施し、ハローワークやシルバー人材センター等との連携強化を図ります。

数値目標項目	単位	26年度 現状値	30年度 目標値	33年度 目標値
推進項目2-(1) 年間求人数に対する採用率(注1)	人	13% (74)	14%	15%

※(注1) H26年度採用率/採用人数(74人)÷求人数(551人)×100=13.4

基本目標 5 企画広報・助成・提言活動の推進

推進項目 1 調査研究・企画活動の強化

1. 現状と課題

- 調査研究活動は、社協に求められる重要な役割の一つです。本会としても、県民の福祉・生活課題や福祉事業を展開する上での課題等を把握し、効果的な課題解決のための事業展開、政策提言活動へと繋げていく必要があります。
- 総合企画委員会を始め各部署における調査研究活動の活性化を図り、必要に応じて各部署横断的なプロジェクトチームを構成するなど、課題の把握から解決に向けて柔軟な実施体制づくりが求められます。
- また、「沖縄県社会福祉協議会 21プラン」の評価や見直しを行い、常に県民のニーズに対応した事業を展開していく必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 福祉問題の調査研究の計画的推進

① 総合企画委員会や各部署における調査研究活動の推進

県内の福祉課題を把握するため、総合企画委員会や、各部署での調査研究活動の取り組みを強化します。

また、複数の部署にまたがる福祉課題や、先駆的な取り組みが必要な事業については、局内にプロジェクトチームを設置するなど、柔軟な実施体制づくりに努めます。

浮かび上がった課題については、関係機関との連携のもと、新たな事業の開発や政策提言を行うなど、解決に向けた取り組みを進めます。

また、定期的に21プランの評価や見直しを行い、県民ニーズに対応した事業を実施します。

推進項目2 福祉施策への提言・要請活動の強化

1. 現状と課題

- 本会では、予対協と連携し、福祉施策の改善や制度の拡充を求めて運動を行ってきました。しかし、国や地方自治体の緊縮財政が続く中、より効果的な提言・要請活動を展開していくことが求められています。
- そのためには、予対協の各部会との連携を強化し、要請・提言項目に関する調査研究のあり方や要請活動の進め方等について、引き続き検討・見直しを行っていく必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 福祉施策の立案・提言活動の展開

① 予対協との連携強化をはじめとした効果的な提言・要請活動の推進

予対協に設置される社協・民児協部会や老人福祉施設、保育施設など施設種別ごとに構成される7つの部会との連携を強化し、そのスケールメリットを活かした効果的な提言・要請活動を推進します。

また、効果的な提言・要請活動を展開するために、提言・要請事項に関する調査研究のあり方や項目の重点化等の検討を行うとともに、行政機関等への情報の提供・共有を進めます。

② 県等の各種審議会・委員会への参画を通じた政策提言

県等の各種審議会・委員会に積極的に参画し、県民ニーズに基づいた施策の実現に向けて提言します。

推進項目3 広報・啓発及び情報提供機能の強化

1. 現状と課題

- 一人ひとりが共に支え合い、安心して生活できる地域社会を形成していくためには、県民の福祉活動への参画が不可欠です。そのため、県民への啓発活動を推進し、効果的な広報活動を展開していく必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1)福祉に関する広報・啓発及び情報提供機能の充実

- ① 広報紙・ホームページ・各種大会・社会福祉ライブラリー等を通じた情報発信の強化

県民へ広く社会福祉についての関心、理解を広げるため、制度の動向をはじめ、先駆的・先進的な活動や取組み、本会の各種事業を広報誌、ホームページ等で紹介するなど、広報活動を拡充していきます。

また、社会福祉の動向や課題等について、多くの県民の理解を得られるよう、県社会福祉大会等を通じて、積極的な啓発活動に取り組みます。

さらに、社会福祉ライブラリーでは、蔵書の充実を図り、情報の提供・発信の強化を図ります。

推進項目 4 資金助成による活動支援の推進

1. 現状と課題

- これまで、県内の民間福祉団体や NPO 等財政基盤の脆弱な団体の活動の支援として、申請事業の必要性や有効性等を勘案し、助成を行ってきました。
- また、時代に即した福祉ニーズや地域の多様な福祉ニーズに対応するため、先駆的開拓的な取り組みを行う団体への支援として独自の地域福祉活動モデル事業を設けて助成を行ってきました。
- 申請団体・事業の固定化が見える中、助成金を必要としている団体に広く情報発信の強化を図る必要があるとともに、公的制度では対応できない公益的活動への助成を推進していく必要があります。
- 申請団体の要望に応えていくためには、社会福祉振興基金の運用果実の確保増のための効率的な資産運用を図る必要があります。
- 県内の民間福祉団体や NPO 等財政基盤の脆弱な団体の活動の支援として、社会福祉振興基金の資金助成の効果的運用とあわせて、各種民間助成の利活用による活動支援は今後も推進していく必要があります。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 社会福祉振興基金助成事業の効果的な運用

① 申請事業の適正な審査の資金助成による活動支援

県内の民間福祉活動の育成及び強化を図るため、社会福祉振興基金の適正な審査と効果的な運用を行い、民間福祉団体や N P O 等財政基盤が脆弱な小規模団体の福祉活動の支援に努めます。

② 先駆的開拓的な地域活動モデル事業への活動支援

時代に即した福祉ニーズや地域の多様な福祉ニーズに対応するために、先駆的開拓的活動や公的制度では対応できない公益的活動に対し、助成事業を通して活動の支援を行います。

③ 事業周知の強化と対象団体の掘り起こし

情報発信の強化を図り、申請団体・事業の助成金を必要としている対象団体を掘り起こし、活動の支援につなげます。

(2) 民間助成に関する情報提供と活用支援

① 民間助成に関する各種情報提供及びその活用に向けた支援

県内の福祉関係機関・団体に対し、各種民間助成に関する情報をホームページ等を活用して情報発信するとともに、助成団体への申請に係る推薦事務等を通じて、助成金の活用に向けた支援を行います。

基本目標 6 組織体制・財政基盤の強化

推進項目 1 組織体制・財政基盤の強化

1. 現状と課題

- 平成26年度末現在、本会の会員数は、1,196団体・個人で、第3次21プランの期間5か年間に、168の増となりました。今後とも、県民のニーズに即した事業展開を図るために、社会福祉とその関連分野に限らず会員の拡大を図り、広く県民の参画を得て、事業展開を図る必要があります。
- また、社会福祉法人の在り方が問われている中で、法人としての経営の適正化や透明性の向上が強く求められており、そのためにも、理事会、評議員会の活性化や機能強化及び適正な監査体制の整備を図ることが必要です。
- さらに、多様なニーズに対応した事業を展開していくためには、事務局体制の強化が必要です。現在、本会は、(運営適正化委員会を含め)9つの部署を設置し、職員も90名近くを配置しております。今後とも適正な人員配置、職員の確保や資質向上等事務局体制の強化を図るとともに、機能的で柔軟性を持った体制づくりが求められます。
- 県社協に求められる事業を推進し、それを支えるための安定的な組織経営を行うため、公費を含め必要な自主財源を確保していくとともに、予算執行の適正化を図ることが必要です。

2. 課題解決に向けた取組み

(1) 組織体制の強化

① 会員の拡充

広く県民の参画を得て本会の事業展開が図られるよう、各種会員の加入促進を図ります。

② 理事会・評議員会機能の強化

理事が主体的に本会の組織経営及び事業展開に参画できるよう、事業・財務に関する情報を適切に提供します。

また、評議員が本会の組織経営及び事業展開に対してそれぞれの専門性を生かした提言やチェックが行えるよう、適切な情報提供に取り組みます。

③ 業務推進体制の強化

事務局職員に対しての研修の充実や、管理職員による指導・助言・相談体制の充実など、人材育成の強化を図るとともに、適正な人員配置を行い、機動的かつ柔軟な事務局体制を構築していきます。

また、職員が仕事にやりがいを持つと同時に、健康で業務にあたれるよう、適正な労務管理・安全衛生管理体制の充実を図ります。

(2) 経営の適正化と透明性の確保

① 経営情報の適切な開示

県民に信頼される組織経営を進めるため、現況報告書や財務諸表の適切な開示を行うとともに、財務状況や事業概要等、より分かりやすい資料を作成・配布し、情報提供に取り組みます。

② 適正な監査体制の整備

会計基準等に則った適正な会計処理を行うため、法令遵守を徹底するとともに、外部専門家による会計監査の実施検討及び出納事務に係るチェック体制の強化に取り組みます。

(3) 財政基盤の強化

① 安定した事業費及び運営費の確保

県民ニーズに対応した事業展開や組織経営の安定化を図るため、会費、寄付金、事業収入等、必要な自主財源を確保していきます。

また、県に対して新規事業の提案を行うなど公費の確保に向けた取り組

みを推進します。

② 効率的な事業実施と適正な予算執行の推進

事業及び予算の効率的な執行を図るため、事業の進捗状況及び予算執行状況について随時確認を行います。

また、各事業について評価・点検を行い必要に応じて事業のスクラップ&ビルド、事務の合理化を行うとともに、職員のコスト意識の向上を図ります。